

平川市長 様

令和____年____月____日

第____分団 第____部

階級

氏名

口座振込申出書

消防団活動による報酬、費用弁償及び退職報償金について、以下の口座に振込して
くださるよう申し込みます。

金融機関名	
支 店 名	
ふりがな 口座名義人	
口 座 番 号	

※本人名義の通帳に限ります。

※振込不能防止のため上記が確認できる通帳の写しを添付してください。

生活協同組合全日本消防人共済会入会申込書

私は、生活協同組合全日本消防人共済会（以下、「火災共済」という。）への入会を

・希望します。

・希望しません。

※火災共済の詳細については裏面をご覧ください。

【希望する場合】

・早期の入会を希望します。 ※掛金を現金で市役所へ持参する必要があります。

・10月の更新時期に入会を希望します。

【掛金の納付方法】

・報酬からの控除を希望します。

・現金で支払います。 ※毎年10月頃に掛金を市役所へ持参する必要があります。

生活協同組合全日本消防人共済会 （火災共済）

消防団員・消防職員等だけが加入することができる火災共済制度です。

年額 2, 500 円（初回加入時のみ + 200 円）の掛金で、加入者の住居が罹災した場合、通常の火災保険に上乗せして共済金（最大 375 万円）を受け取ることができます。この共済金は火災保険の保険金とは異なり見舞金の取り扱いとなるため、保険金を減額されることがありません。

加入は任意なので、加入を希望する場合は表面に記入して提出してください。

火災の場合	損害の程度		
	56%以上	50%以上	20%以上
	375万円	約334万円	約133万円

火災の場合、焼損率が 56% 以上の時、全焼として扱います。

焼損率が 56% 以下の場合は 共済金額 = 375 万円 × 焼損率(%) / 56%

表面の焼損の時は、1 / 4 が焼損延べ面積となります。

火災の他に落雷・破裂・爆発による損害も同様の取り扱いとなります。

落雷の異常電流 による損害が動 産のみの場合	損害を受けた動産の個数			
	10個以上	6～9個	3～5個	2個以下
	15万円	7万5千円	3万円	1万5千円

損害対象品は個々の購入価格が 2 万円以上の以下のもの

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・電子レンジ・パソコン・電話・FAX・IH 電磁調理器具・ボイラー・温水便座・食器洗浄機等の生活必需品(周辺機器含む)

風水雪災害等 の場合	損害の程度			
	70%以上	30%以上 70%未満	20%以上 30%未満	20%未満
	75万円	37万5千円	15万円	7万5千円

建物又は動産の損害額が、合計 20 万円を超えたものが対象となります。

動産に損害がない場合は、建物のみが支払い対象となります。

表面の損害の時は、1 / 4 が損害延べ面積となります。

風水雪災害の他に車両飛込・航空機墜落による損害も同様の取り扱いとなります。

地震等の場合	損害の程度			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
	10万円	7万円	5万円	2万円

地震の他に津波・噴火による損害も同様の取り扱いとなります。